

## 第 6 章

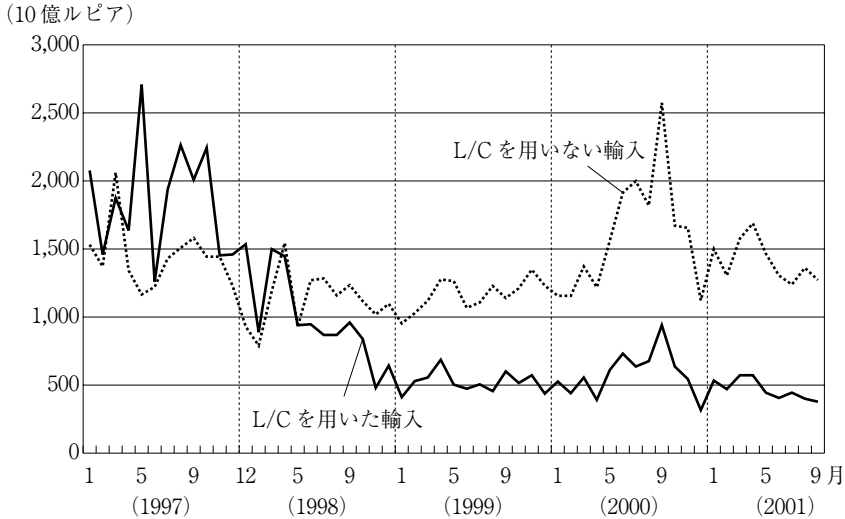
### 経済危機下の貿易金融支援

#### はじめに

1997年7月に、タイから伝播する形で、インドネシアにもたらされたアジア通貨危機が、経済危機へと深化していくなかで、インドネシアの商業銀行が発行した輸入信用状（letter of credit : L/C）が<sup>1)</sup>、外国の銀行によって受け取られず、輸入が滞るという事態が、98年の初頭から顕著になりはじめた。図1はL/Cを用いた輸入取引とL/Cを用いない輸入取引との金額を折れ線グラフで示したものであるが、97年においては、3月を除けば、L/Cを用いた輸入取引が過半を占めていた。しかし、経済危機が深化する11月ごろから、L/Cを用いた輸入取引を中心に輸入が急速に下落した。ところが、それでも3月までは辛うじてL/Cを用いない取引を上回っていた。しかし、4月に一時的にL/Cを用いない取引が上回った後、6月以降はL/Cを用いない取引が過半を占めるようになった。その後、L/Cを用いない輸入取引が主体となった状況はさらに加速し、2001年になっても、状況の変化は起きていない。このように、98年に入って国内商業銀行でのL/C開設が急速に困難になり、従来は輸入取引の過半を占めていたL/Cを用いた取引が低迷したままである様子がうかがえる。

たしかに、1997年の9月ごろから11月ごろにかけて、インドネシア企業の短期の対外民間債務が償還期限をむかえるなかで、多くの外国銀行が融資継

図1 L/Cを用いた輸入取引の金額とL/Cを用いない輸入取引の金額



(出所) インドネシア銀行の内部資料に基づき筆者作成。

続 (ロール・オーバー) を拒否したことから、これら企業の資金繰りが悪化していたことは、外国銀行の側からみれば、明らかであったろう。また、97年11月1日に下された16民間銀行の清算の決定、それに続いて相次いで生じた国内民間銀行での取付け騒ぎ等で、信用状 (L/C) を発行する国内民間銀行の体力が低下し、金融危機の状況に陥っていたことも周知のことであった<sup>(2)</sup>。さらに、通貨ルピアの為替相場が下落するなかで、国際的な主要格づけ機関である、スタンダード・プアーズ社とムーディーズ社が、12月と1月に相次いでインドネシア企業が発行した社債の格づけを、ジャンク債級に引き下げた。

一方、1月6日にインドネシア政府が発表した1998/99年度予算は、拡張的であるという理由で、1月23日にIMFにより修正させられた。また、2月9日にスハルト元大統領がカレンシー・ボード制 (CBS) を採用することを表明したことで<sup>(3)</sup>、3月6日にIMFは、インドネシアへの第2次融資の延期

を決定、融資再開のための交渉は、IMFのカムドシュ専務理事が、インドネシアがCBSを断念したことを確認するまで棚上げされ、約1カ月間、外貨準備はIMFの後ろ盾を失う結果となった。したがって、インドネシアの銀行が発行したL/Cを外国銀行が拒否するという事態は、企業部門、銀行部門、さらに政府に対する信頼がゆらぐなかで起きた、ある意味では当然の帰結であった。

この結果、信用状を発行する側であるインドネシアの銀行も、発行したL/Cが拒否されないためにも、輸入者に対して、選別的にならざるを得なくなった。例えば、L/Cを発行するのに、輸入総額の100%の預金をすることが要求され、現金で決済するのとまったく変わらなくなった<sup>(4)</sup>。また、従来国内商業銀行は、国内の輸入者に対して輸入品を受け取って、数カ月後に支払うことが可能なユーザンス付き信用状 (usance L/C)<sup>(5)</sup>の発行を認めてきた。このため、原材料を輸入に依存した業者にとっては、製品を輸出ないしは販売した後でも、原材料に要した輸入代金の決済を行なうことが可能であった。しかし、外国銀行によるL/C受取りが拒否されるようになってからは、国内商業銀行は、外国の輸出者から外国銀行を通じて関連書類が届きしだい、即輸入者に支払いを求めるといった一括払い信用状 (sight L/C) しか認めなくなった。このため、インドネシアの輸出向け大手繊維企業グループであるアルゴ・マヌンガル社 (Argo Manunggal) では、原材料である麻を、国内商業銀行にユーザンス付き信用状 (usance L/C) を発行してもらうことにより、従来は3カ月から9カ月先のストック分まで輸入できたのが、1カ月ないしは2カ月分先のストックしか保有できなくなったと述べている。こうした状況は、繊維、製靴、自動車部品や電機部品などの業界で起こった。

一般に、自国通貨が下落すると、輸入物価が上がりインフレが生じる等のマイナス面もあるが、国内製品のドル建て換算額が低下するため、自国通貨の下落は、輸出にとっては好環境であるといわれる。しかし、こうしたL/Cの開設が困難であるという状況が、輸入原材料を加工して輸出する企業が多いインドネシアの製造業にとって、輸出の障害となったことは否めない。む

ろん、L/Cは、輸出だけではなく、国内市場をターゲットにした企業が、原材料を輸入する際にも必要とされ、この点から必ずしも輸出企業だけに限定された話ではない。しかし、経済危機下で国内需要が低迷している以上、企業がその活路を見い出すことができたのは輸出であり、輸出を志す少なからぬ企業が、L/Cの問題のために、ルピア下落の恩恵を受けることができなかったことは、ほぼ間違いない事実といえるであろう。

以上述べてきた問題に対応するため、中央銀行であるインドネシア銀行（以下、中銀）は、主として二つの方法で、外国銀行が被るリスクを保証しようとした。第1は、国内商業銀行が発行したL/Cを受け取る外国銀行に、総額で10億ドルの預金を担保としておく方法であった。この方法は、旧日本輸出入銀行（Japan Export and Import Bank: JEXIM、以下、輸銀）が<sup>56)</sup>、中銀が外国銀行に預ける預金を支援するためさらに10億ドルを供与したことで、別途強化された。今一つの方法は、輸入者が返済することができず、かつL/C発行銀行が貸し倒れ<sup>7)</sup>、外国銀行が資金を回収できなかった場合、与信枠（credit line）の範囲内で、中銀が外国銀行に全額保証する仕組みである。同制度は、貿易残高維持管理制度（Trade Maintenance Facility：TMF）と呼ばれるスキームで、1998年6月4日に、民間債務問題の債権者である外国銀行と、債務者であるインドネシア企業との間で行なわれたフランクフルト会議の場で、合意されたものである。

本章では、L/C開設が困難な状況に対して、実施されたこれら三つの方策を紹介し、相互の比較・検討を通じて、そのプラス・マイナスを論ずることを目的とする。第1節では、L/C取引をはじめとする貿易金融の流れに関して概説することとする。第2節では、当初中銀が外国銀行に総額10億ドルを置いたスキームを紹介する。第3節では、輸銀が実施したスキームならびに同スキームを引き継いだインドネシア輸出銀行（Bank Ekspor Indonesia）について述べることとする。第4節では、貿易残高維持管理制度（TMF）について言及することとする。そして、第5節で、これら各方策の比較・検討をした上で、今後の展望を述べることとする。

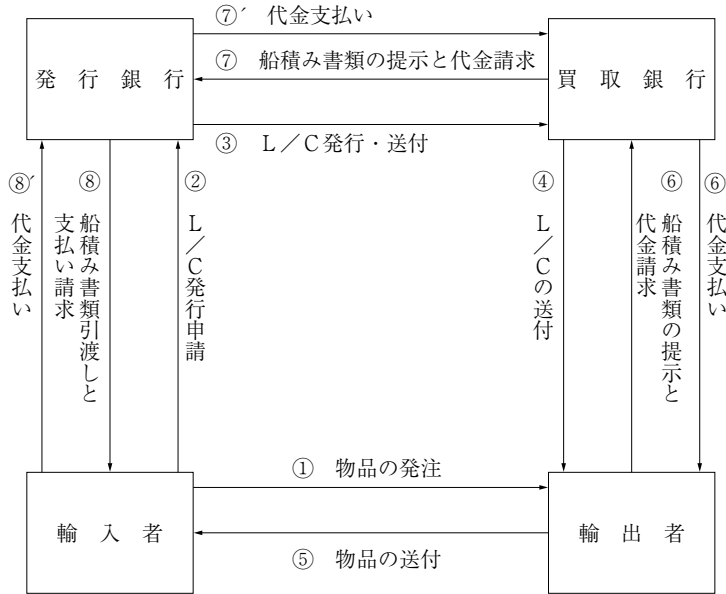
## 第1節 信用状 (L/C) 取引の流れ

貿易取引の決済方法は、信用状 (L/C) を通じた決済に限定されるわけではない。だが、仮に代金前払いであると、輸出者にとっては、物品を送付する前に、代金を受け取ることができるため、リスクはないが、輸入者にとっては、支払いを行なった後、物品が送付されないリスクがともなう。他方、代金後払いで、輸入者からの送金を待つ場合、輸出者には物品を送付したにもかかわらず、支払いを受けることができないリスクがともなうことになる。信用状 (L/C) を通じた貿易決済は、決済取引に銀行が介在することにより、輸入者と輸出者が直面する上述のようなリスクを、公平に軽減する意味合いがある<sup>(8)</sup>。

図2に従い、L/Cを通じた貿易取引決済の流れをみていくこととしたい。矢印が多分に交錯し、少々わかりにくいだが、基本的に第1段階は輸入者から輸出者に向けて、左右双方向への矢印が出されると考えれば(①~④の最も内側の枠)よいと思われる。即ち、輸出者との間で、物品の数量、価格、品質などの仕様、保険や船積み等の条件についての交渉を行ない、交渉がまとまった時点で①発注が行なわれ、契約書が締結される。輸入者は、②取引銀行(発行銀行)にL/Cの発行申請を行ない、発行銀行(issuing bank)は、輸入者への与信限度や信用状条件等を検討した上、問題がない場合、L/Cを発行する<sup>(9)</sup>。逆に、輸入者が与信限度を超えた額の輸入を行なう場合、または輸入者の支払い能力を保証することができないと判断した場合、さらには発行銀行の与信能力を超える場合、発行銀行はL/Cの発行を拒否する。発行された信用状は、③輸出者の取引銀行である買取銀行(negotiating bank)を通じて、④輸出者に送付される。

第二段階は、輸出者から輸入者に向けて、左右双方向へ矢印が出される(⑤~⑧の中外枠)。基本的には、最も外側の枠は、代金の請求に対する支払

図2 信用状 (L/C) 取引の流れ



(出所) 東京銀行システム部東銀リサーチインターナショナル編 [1996:30] ;  
Madura [2000 : 534] 等をもとに筆者作成。

いを意味しており、読者が理解する上で、さほど重要性が高いものではないことから、中枠の番号にダッシュを付している。発行されたL/Cを受け取った輸出者は、⑤物品を港湾で船積みし、港湾から送り出した証拠として、船荷証券 (bill of lading : B/L) を受け取る。その後、輸出者は、⑥L/CおよびB/L等船積み書類を提示、荷為替手形を発行し、荷為替手形を買取銀行に買い取ってもらうことで、⑥代金を受け取る。買取銀行は、⑦船積み書類一式を発行銀行に送り、⑦'代金の支払いを受ける。船積み書類を受けた発行銀行は、輸入者から⑧'代金と引き換えに、⑧船積み書類を引き渡す。輸入者はその船積み書類を港湾で提示して、初めて物品を受け取ることができる。以上の手続きを通じ、輸出者も輸入者も、双方不払いまたは不納といったリスクを被ることなく、貿易取引が安全に実施される。

ここで、銀行による与信関係をみると、発行銀行は③L/Cを発行した時点から、⑧船積み書類を提示し、⑧代金を回収する時点まで、輸入者に間接的に与信をする一方、買取銀行は、③発行されたL/Cを受けた時点から、⑦発行銀行に船積み書類を提示し、代金を受け取るまでの期間、間接的に発行銀行に与信することとなる。間接的な与信というのは、輸入者が代金を支払うことができなかった場合、さらには発行銀行が貸し倒れになった場合、その損失を被るということである。このため、発行銀行のみならず、買取銀行も与信をする以上、L/Cを発行した銀行の信用状態、または発行銀行の所在国に累積債務等のカントリー・リスクが存在しないかを審査することとなる。この際、審査の結果、問題があると判定した場合は、L/Cの受取りは拒否(reject)され、輸出者にL/Cが送付されないという事態が生じる。

この場合、発行銀行以外の銀行が支払い等の確約をすることが必要となり、確約をする銀行を確認銀行(confirming bank)と呼び、確認する以上、通常は国際的に認知された銀行に確認が求められる。この場合、輸入者の支払い不能、発行銀行の貸倒れという事態になった場合、買取銀行のリスクは確認銀行に転嫁される一方、確認銀行には確認手数料(confirming charge)が、発行銀行を通じて輸入者から支払われる。このため、買取銀行が行なうリスク審査を、確認銀行が行なうこととなり、審査の結果リスクがあるとされた場合、確認行為は拒否される。なお、通常発行銀行が、確認銀行として買取銀行を指定するケースが多く、L/Cが発行されたことを輸出者に通知する通知銀行(advising bank)を買取銀行が同時に兼ねる場合も多いとされる<sup>(10)</sup>。

また、冒頭ですでに言及した決済方法としてユーザンス付き信用状があるが、ユーザンスとは輸入者の資金繰りが困難な場合等、国内での販売ないしは輸出代金を回収するまでの期間、支払いの猶予を認める方法である。ユーザンスは通常90日ないしは120日といった単位で与えられ、90日のユーザンスが与えられた場合、輸入者は船積み書類の提示を受けた日から起算して90日以内に、支払いを行わなければならない。

## 第2節 インドネシア銀行のスキーム

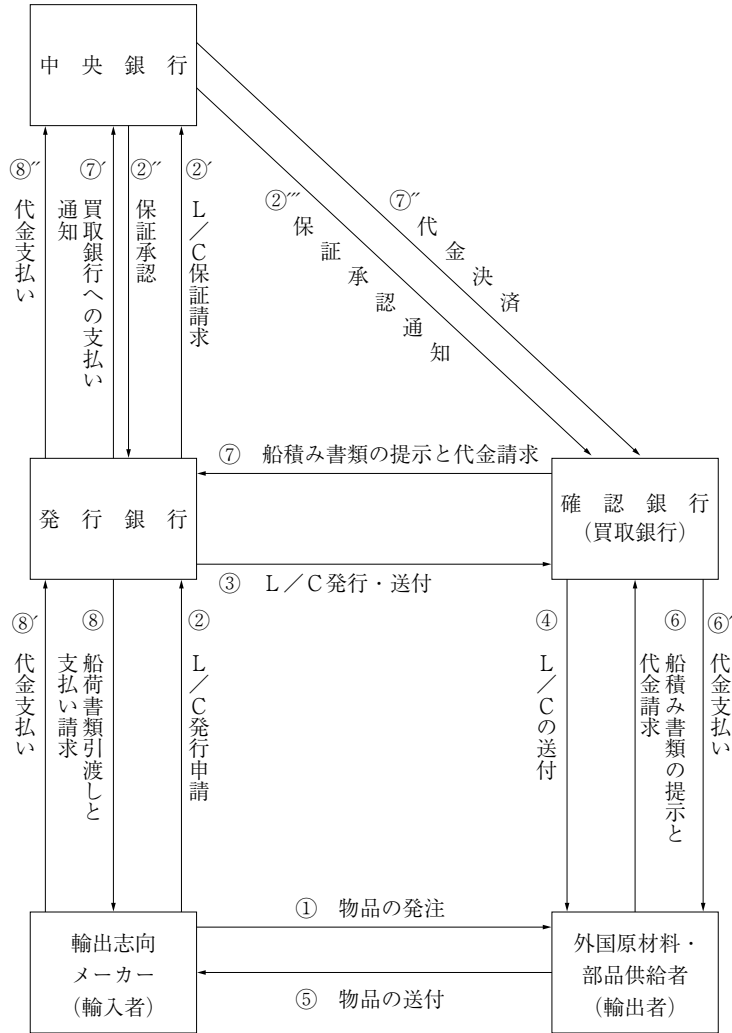
国内商業銀行の発行するL/Cが外国銀行に受け入れられなくなった状況に直面して、まず政府がとった対策は、L/Cも含めた対外借入れに中銀が保証を与えるとの策であった。当時のスハルト大統領は、このため1998年1月23日、関連する大統領決定を発行した<sup>(11)</sup>。この規定は、外国銀行が行なうL/Cの確認を含む貸出しに対して、中銀が保証を与えることで、国内銀行が返済できなかった場合、その責任を中銀が負うというものであった。この措置に関し、一部の企業家からは期待が寄せられたものの、保証方法が明示されておらず、問題解決に向け状況が改善されたとの報道はされていない<sup>(12)</sup>。

その後、1998年3月10日に、中銀は総額10億ドルを、外国銀行に預金として置くことで、国営銀行6行<sup>(13)</sup>が発行したL/Cの保証をする政策を発表し、金額を具体的に示した。L/Cを確認してもらうため、途上国の商業銀行が、担保として外国銀行に預金を預ける措置はしばしば行なわれるとされるが、預金を置くだけの十分な体力を持ち合わせていた商業銀行は、同時点では、ごくわずかであったものと思われる。その点では、このスキームは、中銀が国内商業銀行に代わって、預金を置くことで、外国銀行によるL/C受取りを円滑化させる意味合いがあった。かつ、輸入業者によるスキームの利用を輸出志向の製造業者が原材料を輸入する場合に限るという意味で、輸入業者が国営銀行に輸出のためのL/C口座を開設することが義務づけられた<sup>(14)</sup>。

具体的には、図3を使って、スキームの手続きを説明することとする。図3は、図2の延長として考えてもらう意味で、新たに追加された手続きに関しては、その前の手続きの番号にダッシュを加える形で表示されている。まず、輸出志向の製造業者から、②原材料や部品を輸入するためのL/C発行を依頼された発行銀行は、②L/Cの保証を求めため、中銀にL/Cのコピー等の書類を提出する。中銀は審査の上、②'その保証を承認した場合、承認し



図3 インドネシア銀行の10億ドルのスキーム



(出所) Bank Indonesia [1998: 49] に基づき筆者作成。

た旨を発行銀行に通知するとともに、②〃L/Cを確認する確認銀行にも通知する。その後、図2と同じ手続きが進められる。そして、輸出業者が提出した船荷証券(B/L)等の書類が、⑦外国銀行を通じて発行銀行に届いた時点で、本来ならばそこで確認銀行に代金を支払うところであるが、同時点で支払いをせず、⑦発行銀行はその旨を中銀に報告する。⑦中銀は代金の支払いを、発行銀行に代わって済ませる。その際、確認銀行である外国銀行にある中銀の口座から、代金の決済が行なわれる。続いて、一定期間支払い猶予が認められた国内の輸出志向の製造業者が、船積み書類を港湾当局に提出し、原材料・部品を輸入し、製品が製造される。原材料・部品を輸入・調達した輸出志向の製造業者は、同様なL/Cの手続きを海外の買い手と進め、製品の代金を受けた時点で、⑧発行銀行に対し輸入原材料・部品の代金の支払いを済ませる。代金を受けた発行銀行は、確認銀行にある中銀の口座に、同代金を振り込む仕組みになっている。

中銀が同政策を発表してから、1998年3月23日時点で、ABN Amro BankとStandard Chartered Bankの2行にそれぞれ1億ドルが置かれ、3月末までにCitibank、Deutsche Bankの2行にそれぞれ1億ドルの合計4億ドルの預金が預けられた。4月22日に行なわれた中銀の発表によると、Bank of America、Chase Manhattan Bank、Hong Kong Bankの3行に、それぞれ1億ドル計7億ドルが預けられ、総額2570万ドルの67通のL/Cが、同スキームによって発行されたとしており、幸先の良い状況が報道された。その後、東京三菱銀行が、国営銀行6行に加え、国内民間銀行22行のL/Cを、中銀の1億ドルの預金で、発行すると表明した<sup>(15)</sup>。同スキームは99年6月22日までの期間実施され、結果的には、当初予定されていた10億ドルすべてが外国銀行に預けられた。実際、99年3月末時点までL/C保証のために8億6500万ドルが利用され、同実績は他のスキームと比べても遜色のない水準であったともいえるが、その大部分は石油公社プルタミナ(Purusahaan Pertamina Minyak dan Gas Bumi Negara)の燃料や、食糧庁の食糧、肥料等の輸入に用いられたようで<sup>(16)</sup>、当初の目論見である製造業者の輸出にはあまり役立たなか

ったようである。

その理由として、その後は国内民間銀行が発行したL/Cも、東京三菱銀行等が確認することを発表しているものの、本来のスキームで、L/Cを発行できるのは、国営銀行6行に限定されていたほか、輸入業者も商工省が指定した46の輸入業者に限定されたことが<sup>5(17)</sup>、大きな要因とみられる。

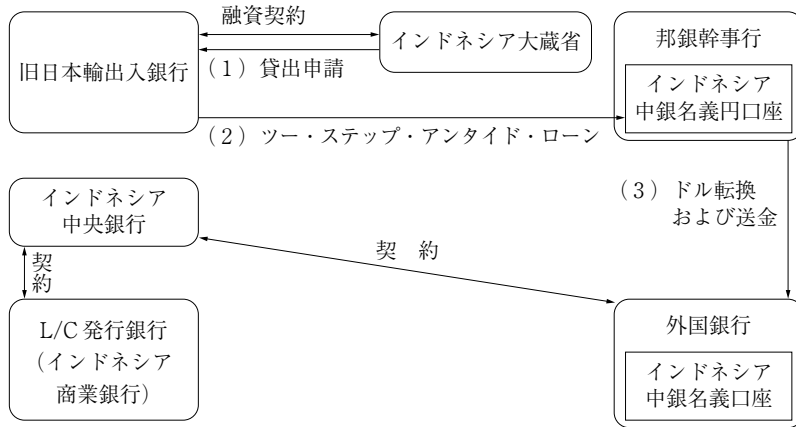
### 第3節 旧日本輸出入銀行のスキーム

#### 1. スキームの内容<sup>(18)</sup>

信用状(L/C)の開設が困難な状況に直面するなかで、インドネシア政府は、各国政府に援助を要請してきた。例えば、高村外務政務次官がインドネシアを1998年1月22日に訪問した際、スハルト大統領はインドネシアの銀行が発行するL/Cが外国銀行によって受け入れられないため、非石油ガスの輸出を伸ばす上で困難が生じており、こうした困難を解決するための支援策を求めた。日本政府も、こうした要請に応じ、検討を重ねた結果、98年6月18日、旧日本輸出入銀行(以下、輸銀とする)を通じ、インドネシアの輸出促進を支援するための融資として、アンタイドのツー・ステップ・ローンを行なうことを発表した。同スキームは、中銀が外国銀行に総額で10億ドルの預金を置いたのと同様、そうした資金を、インドネシア大蔵省を通じて中銀に、輸銀が貸し出す仕組みであった。

図4に示すように、インドネシアの大蔵省が輸銀に貸出しを要請し、両者の間で融資契約が結ばれ、輸銀が邦銀幹事行にあるインドネシア中銀名義の円口座に10億ドル相当の円を振り込む。インドネシア中銀名義の同資金は、ドルに転換された後、外国銀行各行にあるインドネシア中銀のドル決済口座に送金される。また、インドネシアの国内商業銀行ならびに外国銀行は、このスキームが適用できるようにするために、中銀と契約を締結し、中

図4 旧日本輸出入銀行のスキームにおける政府・銀行間関係



(出所) 1998年6月15日付日本輸出入銀行プレス・リリースの一部を抜粋。

銀の指定行となる。これにより、第2節で述べたスキームと同様な輸入L/C保証スキームの仕組みが出来上がることとなる。後は、図3と同様な手続きが行なわれるが、輸銀のスキームでは、スキームの対象となる発行銀行を、当初の中銀スキームのように国営銀行に限定せず、国内民間銀行にまで対象を拡大している。

## 2. 遅れた運用開始時期

同スキームは、ハビビ政権成立直後で、インドネシアの経済が経済危機の谷間から回復しなければならないという時期に、景気回復の鍵となる輸出のボトル・ネックであるL/Cの問題を解決するというこで、大いに注目された。また、「インドネシアの日系企業を含む輸出企業が必要とする原材料・部品等の輸入のために」と、あえて日系企業という文言が入れられていたことから、一部の現地日系企業ならびに日系企業の取引先等も、輸入原材料や部品を輸入する際に利用が可能ではないかということで期待していた<sup>(19)</sup>。し

かし、その期待とは裏腹に、同スキームは、その後多くの困難と直面した。

まず、問題がきわめて深刻である状況下であって、スタートが遅れた点である。その理由は、円の対ドルレートが、1998年の6月と7月で1ドル141円、8月で145円と相対的に円安傾向にあり、図4のようにツー・ステップ・ローンを受け、ドルに換算すると、ドル建て換算額が小さくなるため、インドネシア側がなかなか受入れ（disbursement）に応じなかった。だが、資金をただで寝かすこともできないとの日本政府の要請により、9月3日に為替レートが1ドル138.75円で、約10億ドルの支出が行なわれた。その後、大蔵大臣書簡に基づき<sup>(20)</sup>、中銀が引き受け、運用、外国銀行に対する返済の権限を与えられ、外国銀行12行の中銀口座に、同資金が預けられた。

しかし、1998年12月時点で、同スキームはまったく利用されず、その後シナルマスのパルプの輸入や日系商社の取引企業等に利用され、99年5月の時点で、5100万ドルの実績を上げたにすぎなかった<sup>(21)</sup>。

### 3. 旧輸銀スキームの問題点

その理由として、第1に通常外国銀行がL/Cを受け取るないしは確認する際、国内商業銀行各行に対する貸出枠（credit line）を決め、その範囲内であれば、L/Cを受け取るないしは確認するのが国際的な慣行であるが、インドネシアの輸出金融支援策の仕組みは、原材料や部品を輸入するための輸入L/Cのコピーと、生産した製品を輸出するための輸出L/Cないしは発注書のコピーを、それぞれの取引ごとに提出しなければならなかった（documentary base）。このため、例えば貿易取引で頻繁に行なわれているとされる輸入L/Cの修正（amending）が行なわれた場合、また新たに証書を提出しなければならず、二重の手続きを経なければならなかった。

第2に、国内銀行の経営が経済危機により破綻した状況下では、L/C発行を含め与信の拡大ができる状況ではなかった。こうした事実上の貸渋り（credit crunch）に直面したことで、中銀は同スキームに、再融資（re-finance）

のスキームを、1999年5月に準備した。ここで言う再融資 (re-finance) とは、国内の商業銀行で、流動性が不足している場合、中銀が国内の商業銀行に貸し出し、その資金を原資にユーザンス付きL/Cを発行するスキームである。

#### 4. インドネシア輸出銀行の設立

1999年5月17日の新しい中央銀行法制定により、中銀がツー・ステップ・ローンを抱うことができなくなったことで、旧輸銀が貸し出した10億ドルの資金も、中銀自らが外国銀行の口座に置くことができなくなった。また、通貨危機発生前の96年末における旧輸銀と中銀総裁との合意に示されているように、貿易金融を通じて輸出促進を促す輸出信用機関 (Export Credit Agency) ないしは輸出金融機関 (Export Financing Agency : EFA) の設立が、中期的に検討されていた。これらの経緯から、EFAを設立し、旧輸銀が貸し出した10億ドルの資金を中銀からEFAに移すことで、旧輸銀のスキームをEFAが担うこととなり<sup>(22)</sup>、そのための検討が98年10月から進められた。

当初、EFAは1999年3月に設立し、6月に営業することが予定されていた。実際、EFAとしてインドネシア輸出銀行 (Bank Ekspor Indonesia : BEI) を設立し、3兆ルピアの資本金で、インドネシア政府が同行に資本参加することが、5月25日付の政令で定められ、5月27日にラハルデイ・ラムラン商工相が、その設立を宣言した。その後、役員やコミサリスの選定が行なわれ、8月18日付の中銀総裁決定で営業許可が下り<sup>(23)</sup>、10月1日に資本金3兆ルピアを原資に営業がスタートした<sup>(24)</sup>。

#### 5. 遅れたインドネシア輸出銀行の本格的な始動

しかし、輸銀が中銀に貸し付けた10億ドルを、インドネシア輸出銀行に移すためには、輸銀とインドネシア政府との協定に変更を加えなければならなかった。1999年6月以降、同事項を含めた交渉が、日本側とインドネシア政

府との間で進められた。このほか協議された点は、インドネシア輸出銀行のスキームとして、輸入された原材料・部品のみならず、国産を含めた原材料・部品を購入するための運転資金（working capital）の貸付けも、インドネシア輸出銀行ができるようにし、かつL/C用と運転資金用との資金の比率をどうするかで、協議が行なわれた。この結果、L/Cと運転資金の比率を7：3にすることで、折合いがついた。しかし、協定への署名に関しては、99年6月に総選挙が行なわれ、同10月に新大統領が選出されるという政治スケジュールのなかで、誰が大統領になるかといった見通しが立たなかったため、中銀幹部は協定の署名に慎重な姿勢をとりつづけた。こうしたなか、10月22日に正副大統領が決まり、ようやく12月23日に協定の第1次改定の調印が行なわれた。

調印により、国際協力銀行の10億ドルを正式にインドネシア輸出銀行に移す一方、従来の輸入L/C保証スキームに加え、輸出志向企業が内外の原材料・部品を購入し、製品に加工するために必要な運転資金（working capital）を貸し付けるスキームが導入された。なお、この運転資金（working capital）のスキームは、船積み前と船積み後のスキームとに分けられる。まず、船積み前のスキームは、輸出向け生産に必要な原材料・部品の購入に必要な運転資金（working capital）を貸し出す仕組みである。他方、船積み後のスキームは、別名輸出手形割引制度と呼ばれるものである。これは、輸出を通じて回収した資金で次の輸出製品の運転資金（working capital）を借り入れるのが通常の手続きであるが、輸出はしたものの、代金の回収がすぐにはできない場合等に、輸出企業が用いる仕組みである。具体的には、輸出企業は輸出手形を振り出し、商業銀行に割引料を支払った上で、輸出手形を買い取ってもらい、運転資金（working capital）を調達する。この場合、インドネシア輸出銀行は、その商業銀行に再融資（re-finance）を行なうこととなる。

しかし、このように10億ドルが中銀からインドネシア輸出銀行に移されることが決まったものの、10億ドルはすぐには移管されなかった。それはそれまで中銀が10億ドルの資金を外貨準備のなかに入れていたがIMFが中銀に外

貨準備高を一定水準に保つことを要求していたため、外貨準備から資金を1度に引き出すことができなかったことによる。このため、10億ドルは4回に分けて返済され<sup>(25)</sup>、最終的に10億ドルのすべてがインドネシア輸出銀行に入れたのが2000年5月17日であった。

#### 6. 第2次協定改定の特徴

しかし、依然として中銀が管理していた時期から問題点として指摘されていた、輸入および輸出取引に関する証書 (hard evidence) を毎回提出しなければならない仕組み (documentary base) は改善されておらず、市場のニーズに対応していないとの反応も少なからず存在した。そこで、インドネシア輸出銀行と国際協力銀行、JICA専門家として派遣されているアドバイザーなどとの協議の結果、2000年11月13日に国際協力銀行とインドネシア側との協定の2度目の改定が行われた。

改定の第1は、輸入L/Cの保証スキームに関する、輸出関連証書提出等の手続きの簡素化であった。即ち、従来は輸出L/Cないしは外国からの製品発注書、販売契約等のコピーの申請時における提出が、これらのスキームでは求められていた。しかし、過去数年にわたり安定した輸出実績があり、かつ今後も確実な輸出が見込まれる企業に関しては、申請時の提出が免除され、後日まとめて提出することが認められるようになった。このため、例えば世界各国に小ロットで販売する製靴業社等にとっては、手続き上の煩雑さが、相当程度軽減されることとなった。だが、この場合融資の対象となる銀行には、輸出L/Cと販売契約のコピーは常に保管されていなければならない、いつでもインドネシア輸出銀行の調査を受け入れられる体制が整っていることが条件となる。

第2は、運転資金 (working capital) のスキームで、同様に輸出向けであることの証書を申請時に提出することを義務づけていた仕組み (documentary base) に加えて、新たに貸出枠 (credit line) 方式による貸出が認められ



た点である。ただし、ここでいう貸出枠 (credit line) の概念は、通常銀行間で用いられている同概念とは、若干異なる。銀行間で用いられている貸出枠 (credit line) の概念では、借入れが行なわれ、返済が済めば貸出枠 (credit line) は元の水準に戻る。ところが、インドネシア輸出銀行の貸出枠の概念は、貸出期間 (最大で1年間) の借入れ可能額の意味合いをもったものである。即ち、借入れが行なわれた段階で、貸出枠 (credit line) は減少し、返済が行なわれても元には戻らず、貸出期間が終了した段階で更新される。ただし、貸出枠 (credit line) を供与する条件として、過去数年における輸出実績、原材料や部品を輸入してから製品を生産・輸出して、代金を回収するまでの期間であるトレード・サイクルに関するデータと、今後の輸出計画を提出することが求められ、輸出取引にかかわる証書の事後的な提出も条件とされている。しかしながら、このように輸出入取引にかかわる証書のコピーを取引ごとに事前に提出することを義務づけた運用手続き (documentary base) が、輸入L/C保証スキームに関しては一部事後的な証書の提出を認めたこと、また運転資金 (working capital) のスキームでは貸出枠 (credit line) 方式を導入して、証書の事後的な提出を認めたことにより、簡素化された点が、改定の大きな特徴といえる。

第3は、融資適格企業の対象の拡大が行なわれた点である。従来は、あくまでも輸出向け製造業者に限定されていた対象が、間接輸出者に対しても融資ができるようになった。ここで言う間接輸出者とは、輸出企業に対して部品・原材料を供給する国内の業者であり、こうした間接輸出者が、それらを生産するのに必要とされる部品・原材料を輸入する際のL/C発行を依頼する場合にも、また運転資金を必要とする場合にも、スキームの利用が認められるようになった。さらに、例えば輸出向け石炭を生産する炭坑が掘削業者を外注するような場合、掘削業者が必要とするスペア・パーツの輸入などにもスキームが可能となったように、製造業のみならずサービス業でも、サービス輸出者または間接輸出者であれば、スキーム利用の道が開かれた。

第4は、輸入L/Cの保証、または輸出手形割引融資を含めた運転資金

(working capital) のスキームに関して、国内商業銀行とインドネシア輸出銀行との協調融資 (co-finance) のスキームが導入された点である。この場合、インドネシア輸出銀行の貸出し比率の上限は9割までとされている。このスキームにより、L/Cを発行する、ないしは運転資金 (working capital) を融資する際に、国内商業銀行1行ではリスク負担が大きい場合、従来は自己資本比率 (capital adequacy ratio: CAR) 等への影響が懸念され、輸入L/Cの保証や運転資金 (working capital) の融資に踏み切れなかったケースが多く存在していたが、同スキームを利用することで、そうした懸念を払拭することができるようになった。また、大口融資規制により、グループ内企業へ大規模な融資が制限されていた国内民間銀行にとっても、融資の規模が大きい場合に、その融資比率を最低1割まで削減することで、大口融資規制の制約を受けずに済むようになった<sup>(26)</sup>。なお、従来インドネシア輸出銀行が、国内商業銀行を通じて貸し出す再融資 (re-finance) しか認められていなかったのは、公的な金融機関として、市中銀行と競合してはならないとされる市中補完の原則に従わなければならない原則があるためであるが<sup>(27)</sup>、融資形態に協調融資 (co-finance) を加えた点は、商業銀行の選択肢の幅をよりいっそう拡大した点として評価できる。

また第5は、それまでは輸入L/C保証向け7割、運転資金向け3割と定められた10億ドルの資金配分枠に関して、実際の需要動向に応じて、弾力的に見直し・変更していくこととなった点である<sup>(28)</sup>。

#### 7. インドネシア輸出銀行のスキーム申請のプロセスと制裁措置

輸入L/C保証申請の手続きは、L/Cを発行する国内商業銀行を通じて、インドネシア輸出銀行に申請される。その際、同銀行が発行した原材料や部品輸入のためのL/Cのコピーが提出されなければならない。また、同輸入L/Cが輸出向け生産のためであることを示すために、外国のバイヤーが発行した輸出L/Cのコピーないしは契約書、発注書などのコピーの提出が義務づけら

れている。ただし、こうした輸出向けであるための証拠となる文書のコピーは原則として申請時の提出が求められるが、先述のように過去において安定的な輸出実績があり、将来も確実な輸出が見込まれる場合、こうした書類を後日提出することでも、申請を受け付けている。その場合原材料や部品を輸入してから製品を生産・輸出するプロセスを示す文書と、過去数年間の輸出実績を示す文書、さらに今後の輸出計画を提出することが条件となる。

こうして、インドネシア輸出銀行が保証を認めた場合、国内商業銀行は7日以内にL/Cを発行しなければならず、発行されたL/Cには同スキームの利用コードとインドネシア輸出銀行が定めた条件をL/Cに添付しなければならないことになっている。L/Cの有効期間は最大で90日とされ、また同保証期間が最大で270日までとなっていることから、最大で360日のユーザンス付与が可能となっている。また、保証手数料は、ユーザンスを付けない場合で輸入L/C額面価値の0.25%、ユーザンスを付けた場合で0.75%となっている。こうして計算された保証手数料が25米ドルを下回る場合は、最低手数料として25米ドルを支払わなければならない。また、輸入L/Cの額面価値の下限は、5000米ドルとなっている。

また、国内商業銀行の貸倒れという事態は、これまで生じていないとのことであるが、仮に生じた場合、その貸出債権は政府によって保証され、実際には銀行再建庁（IBRA）が買い取ることになっているとされる。また、本来輸出向けであるべきところを輸出以外の目的で利用されるといったケースは、上述の手続きではほぼ起こり得ないと思われるが、仮に起きた場合、または当初の輸出比率を達成できなかった場合、融資時に溯ってペナルティ金利が課される。

#### 8. これまでの成果

インドネシア輸出銀行が1999年10月1日に営業が開始されて、99年末までの3カ月間のスキーム利用総額は1570億ルピアであった。一方、2000年の実

績に関して、貸出総額 6 兆 4700 億ルピア（2000 年末為替レートで 6 億 7430 万ドル）が、14 の国内銀行を通じて、388 の輸出向け企業に利用された。また、388 社のうち中小口の比率が 47% で、大口が 53% となっており、他方で 6 兆 4700 億ルピアの内訳は、ルピア建て融資が 5 兆 1000 億ルピア、ドル建て融資が 1 億 3700 万ドルとなっている。このうち、ドル建て融資は、第 2 次改定が行なわれた 11 月 13 日から年末の間に、1 億ドル以上にまで伸びた<sup>(29)</sup>。

また、スキームで輸出された品目の内訳は、表 1 に示すとおりである。木材・合板、靴、パーム原油など、どちらかといえば輸入部品などよりは国内の天然資源に多く依存している品目が多い点が顕著であるが、この点はルピア建て融資が 75.6% を占めていることと無関係ではなさそうである。即ち、輸入 L/C を保証するスキームやドル建ての運転資金（working capital）スキームよりも、ルピア建ての運転資金（working capital）のスキームがより多く用いられていることが示唆される<sup>(30)</sup>。特に、2000 年の実績は、年末で大幅な増加を記録したものの、2001 年前半において、ワヒド政権の弾劾プロセスが進むなかで、基調として通貨ルピアが下がり<sup>(31)</sup>、そうしたなかでドル建て融資の業績は伸び悩んだとの話である。

即ち、例えば原材料や部品の輸入時にルピア高で、製品の輸出時にルピア安となる場合、輸出企業は現地通貨に換算するとより安価な価格で原材料や部品を輸入し、より高い価格で輸出することができるため、為替差益を通常は享受することができる。他方、原材料や部品を輸入する際にドル建て融資

表 1 スキームで輸出された品目の内訳

(%)

品 目	構成比	品 目	構成比
1. 木材・合板	33.2	6. 紙・パルプ製品	6.0
2. 靴	15.3	7. 冷 凍 魚	4.1
3. パーム原油	14.4	8. 電 機 ・ 電 子	4.0
4. 繊維・同製品	8.7	9. そ の 他	7.5
5. ゴ ム	6.8		

(出所) Umeda [2001] による。

を受け、輸出資金回収時に返済をする場合、借入れ時のルピア高、返済時のルピア安という状況は為替差損につながり、原材料・部品の輸入と製品の輸出代金回収を通じた為替差益は、相殺されることとなる。しかし、ワヒド政権下で起きた各地での民族紛争や相次ぐ爆弾テロは、安定供給を阻害する要因として、インドネシア製品を輸入する買い手によって、通常の製品価格より安く買い叩かれることが多かった。このため、ワヒド政権末期の状況のように、先行きのルピア下落基調が見込まれるなかでは、上述の為替差益分が縮小する一方で、融資時と返済時の間の為替差損は変わらないため、全体では為替差損が生じることが予想され、輸出企業はドル建て融資を受けることには踏み切れなかったといわれる。

しかしながら、2001年7月にメガワティ女史が大統領に就任した直後、通貨ルピアが上昇局面に入りその後比較的安定して推移したこと、後述の貿易残高維持管理制度（TMF）が取り止めになったことで、2001年10月におけるドル建て融資残高は2億3000万ドルまで伸びたとされる。

#### 第4節 貿易残高維持管理制度（TMF）

##### 1. TMF 1 の制度的枠組み

1998年6月1日から4日にかけて、インドネシアの対外民間債務問題における債権者である外国銀行と債務者であるインドネシア企業との間で行なわれたフランクフルト会議において、L/C開設が困難である状況を解決するため、決定された事項が貿易残高維持管理制度（Trade Maintenance Facility：TMF）であった<sup>(32)</sup>。

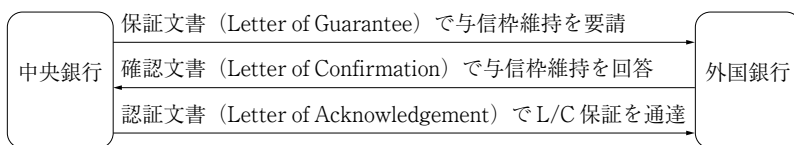
貿易残高維持管理とは、1998年4月末を基準日とした各外国銀行の国内銀行各行に対する貿易与信残高を、新たな貿易与信枠（credit line）として維持しないし継続する代わりに<sup>(33)</sup>、貿易与信取引に関連して生じるリスクをインド

ネシア銀行がすべて保証するスキームである。Trade Maintenance という言葉が用いられているのも、与信枠 (credit line) を維持ないし継続するという意味から用いられている。

具体的には、1998年6月25日付で、インドネシア銀行 (中銀) が、保証文書 (letter of guarantee) を発行し<sup>(34)</sup>、主要な外国銀行に送付した<sup>(35)</sup>。保証文書のなかで、中銀は、外国銀行がインドネシアの国内銀行各行に対して認めていたL/Cの与信枠 (credit line) のうち、4月末時点での残高を引き続き与信枠として継続することを要請、代わって外国銀行が負うリスクを与信枠の範囲ですべて中銀が保証することを通達した。この保証文書の返信として、外国銀行は、L/C確認にかかわるリスクの負担を中銀に依頼する代わりに、国内商業銀行に対する新たな与信枠 (credit line) を設定し直し、引きつづき国内商業銀行に対する与信枠を継続する場合、確認文書 (letter of confirmation) を送付することになっていた。また、外国銀行がTMFを受け入れるに際して、これまで国内商業銀行が外国銀行に対して延滞させていた貿易金融の信用を、すべて中銀が肩代わりしていることが条件とされており、国内商業銀行の延滞分の返済が済んでいることを<sup>(36)</sup>、確認文書 (letter of confirmation) のなかで記すこととなっている。この確認文書 (letter of confirmation) を中銀が受けた時点で認証文書 (letter of acknowledgement) を出すことになっており、この日を保証期間の始まりとし、この日から起算して364日目が保証期限となる<sup>(37)</sup>。

一方、TMFのスキームを利用するに際し、国内商業銀行は、各外国銀行

図5 外国銀行がL/C保証対象となるまでの手続き



(出所) 関連法令に基づき筆者作成。

が継続した与信枠（credit line）を示し、その与信枠を支払うことができることを示す支払い能力証明書を中銀に送付し、また国内銀行による中銀に対する支払いに際し、国内銀行が中銀に預けているルピア口座の決済を中銀に委任する委任状を提出することとなっている。さらに、TMFを受けた月の15日と月末作業日における融資先企業ならびに外国銀行ごとのL/Cの開設状況などを、国際貿易支払実施報告書として、スキームを受けた3営業日以内に報告しなければならないことになっている。

## 2. 国内商業銀行が貸倒れになった場合

国内商業銀行がL/Cの償還期限がきても支払いができない場合に限り、中銀は外国銀行への支払いを代行する。その場合、償還期限の少なくとも5営業日前に、国内商業銀行は外国銀行への返済ができないことを中銀に報告しなければならない。その報告に基づき中銀から外国銀行への支払いが行なわれる。また、その国内商業銀行の中銀口座に一部支払い可能な残金がある場合、その分は中銀への支払いに充てられ、不足分に関しては、LIBOR1カ月もの金利プラス10%の金利での、中銀へのドル建て借入れとなる。さらに、中銀から外国銀行への支払いが行なわれて1カ月を経た時点で、ないしは中銀が外国銀行に3回続けて保証金を支払った時点で、国内商業銀行から中銀への返済が行なわれていない場合、その国内商業銀行の国際貿易決済取引活動は、一時的に停止を余儀なくされる。加えて、国際貿易決済取引が一時的に停止されて3カ月経た時点で、国内商業銀行から中銀への支払いが済んでいない場合、その銀行の外国為替銀行としての免許は取り消されることとなっている。

また、償還期限の5営業日前に支払うことができない旨中銀に報告すべきところを報告が遅れた場合、1日につき500万ルピアの罰金、また国際貿易支払実施報告書の提出が遅れた場合も、1日につき100万ルピアの罰金が科せられる。

このように、スキームを利用する時点で、返済能力証明書の提出を義務づけ、また返済できなかった場合の制裁が厳しく規定されているため、スキームを利用する側の商業銀行も、経営が健全でないと、簡単にはスキームを利用できない仕組みになっている。また、国内商業銀行が同スキームを悪用した場合は、その銀行の外国為替銀行としての免許は取り消され、さらにその銀行の所有者はブラック・リストに掲載されることになっている。この点で、国内商業銀行に対するモラル・ハザードは起こらないよう制度上の工夫が凝らされていると言える。しかし、逆に1998年から99年にかけて逆鞘などで経営が悪化した国内銀行にとって、スキームをどの程度利用できたのかという疑問は残る。

### 3. TMF 1 運用上の問題点

TMF 1 を運用するに際して問題となったのは、中銀による保証期間が、外国銀行から確認文書 (letter of confirmation) が届いて中銀が認証 (acknowledge) してから364日という規定であった。実際、外国銀行から確認文書 (letter of confirmation) が届いたのは、早いもので1998年6月、遅いものでは99年1月と約7カ月間のバラツキが生じた。この結果、認証されて364日である保証期限も、99年6月から2000年1月までバラつく結果となり、さらに最も早く保証期限が切れる99年7月になっても、スキームが延長されることが表明されなかった。このため、後述するTMF 2 が実施される2000年5月まで、約10カ月間の利用できない期間 (missing time) が生ずることとなった。その間、保証期限が切れる度に外国銀行から相次ぐ照会がきたとされる。

### 4. 第2次貿易残高維持管理制度 (TMF 2) の制度的変更

TMF 1 の制度と比べTMF 2 が変更された点は、およそ以下の点である。第1は、保証期限をTMF 1 の保証期限終了日の翌日から2000年12月31日ま



でとしてあるように、先述の10カ月間の利用できなかった期間（missing time）内に開設され、かつ外国銀行によって確認されたL/Cの取引はすべて保証の対象とされたこと、さらにはTMF 1ではバラついていた保証期限が2000年12月31日に均一化された点である。第2に、L/Cが開設される期限である保証期限とは別に、L/Cの返済が行なわれる支払い償還期限を定め、同期限を6カ月先の2001年6月30日と定めた点である。これにより、輸入者に対して最大で1年のユーザンスを与えることが可能となった。第3は、中銀法の改正に伴い、中銀自身が金融機関と政府に与信行為を行なうことができなくなったことで、保証を与える機関が中銀から大蔵大臣へと変わった点である。しかし、この点に関しては、大蔵大臣が中銀にある政府の口座の出し入れを中銀に委託することで、中銀がこれまでと同様に任務を遂行することとなり、実質的な変化はともなわずにすんだ。第4に、国内商業銀行の報告義務が、TMF 1ではスキームを利用した月に報告すればよいとされていたのと比べ、貿易取引決済のなかった月にも報告しなければならなくなった。

第5に、国内商業銀行が外国銀行に償還期限までに代金を支払うことができなかった場合の手続きが変更された。中銀による保証金の支払いを請求する場合、償還期限の10作業日後までに中銀に報告し、その際所定の支払不履行宣言書（statements of default）、政府への債務証書、支払うことができなかった分の約束手形を政府に振り出すこととされた。約束手形の返済期限は、外国銀行への償還期限から数えて90日で、同償還期限時における3カ月もの中銀証書（sertifikat Bank Indonesia: SBI）金利の125%を、国内商業銀行は返済時に支払わなければならない。しかしながら、TMF 1と比べると、約束手形を振り出すことで、3カ月の猶予を認めている点は、より緩和されたといえる。他方、中銀から外国銀行への支払いは、前述の所定の3書類が国内銀行によって提出されてから20日以内に、外貨で行なわれることとなった。

第6は、制裁に対する取決めが変更された。国内銀行が3カ月後に約束手形を履行することができなかった場合、金利が中銀証書3カ月ものの金利の125%から300%に引き上げられ、一時的に国際貿易決済活動が停止させられ

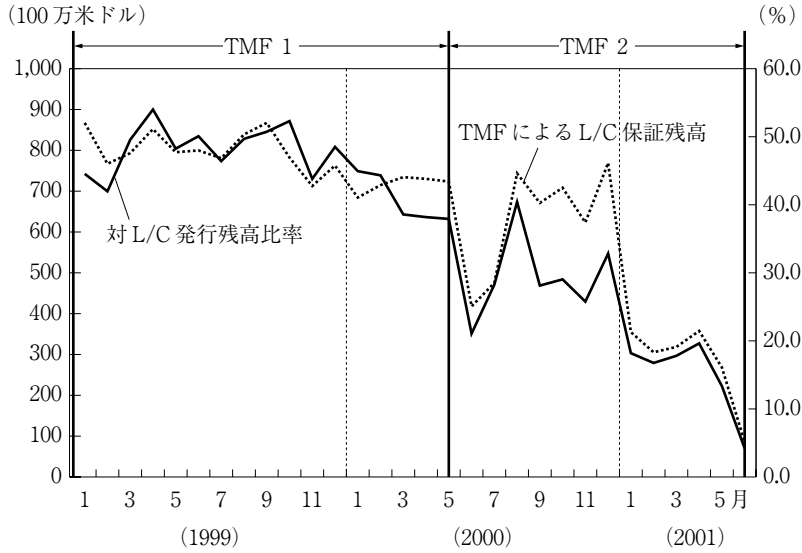
る。また、さらに3カ月後、約束手形を履行できなかった場合、外国為替銀行の免許が取り消され、その借金は中銀にある同行の口座に記入されることとなった。TMF 1 と比べると金利負担が引き上げられたが、3カ月の猶予を与えられた上での話なので、制裁が強められたとは言いきれない。また、国内銀行の月間報告義務に遅れた場合の罰金も、100万ルピアから10万ルピアに減額された。

全体的には、保証期限の均一化、ユーザンスを付与することに含みをもたせた償還期限の延長、3カ月の支払い猶予期間の付与等、輸入企業、発行銀行にとっての使い勝手はよくなったように思われるが、L/Cの保証期限が実施された5月から12月末までというのは少々短かすぎたように思える。

#### 5. TMF 1 およびTMF 2 の成果

1998年4月末時点でのインドネシアの国内商業銀行に対する外国銀行の与信残高は27億6000万ドルで、外国銀行104行がインドネシアの商業銀行に貸し出していた。この104行に、中銀が保証文書 (letter of guarantee) を送付したところ、最終的には64行より確認文書 (letter of confirmation) が返送され、総与信枠 (credit line) として、25億ドル (実現率83.3%) が確保された。さらに99年3月時点までで、少なくとも総与信枠の60.1%に相当する13億7000万ドルのL/Cが開設された<sup>(38)</sup>。この数字は、中銀が外国銀行10行に総額10億ドルの預金を置くスキームによって開設されたL/Cの総額が8億6500万ドル、旧日本輸出入銀行が中銀に10億ドル相当を貸し出し、同様に外国銀行に預金を置くスキームで開設されたL/Cが1億ドル程度であったのと比較すると、その成果は大きかったといえる。他方、TMF 2 の成果に関しては、確認文書 (letter of confirmation) を返送した外国銀行は33行で、確保された総与信枠 (credit line) は18億ドルと、TMF 1 に比べると参加した銀行は半分近くに減少している。また、支援された分野に関しては、半分近くが石油公社ブルタミナの原油輸入に用いられ、製造業では繊維、自動車部品、靴等の原材

図6 TMFのスキームを利用した輸入L/C保証残高と対L/C発行残高比率



(出所) 中銀内部資料に基づき筆者作成。

料輸入に用いられたといわれる。

図6は、TMFのスキームにより実現されたL/C保証残高と、取消し不能L/C (irrevocable L/C) の発行残高に対する同保証残高の比率（以下、対L/C発行残高比率とする）の推移を、1999年1月からTMF2の期限が終了する2001年6月までの期間に関して、示したものである<sup>(39)</sup>。TMFで保証されたL/Cのなかに、取消し可能L/C (revocable L/C) が含まれている可能性もあるため、厳密に対L/C発行残高比率で発行されたL/Cの何%がTMFによって保証されているか論じることはできないが、大方の傾向はわかるものと思われる。まず、99年3月から9月にかけての期間では、2～3月と7月にわずかに8億ドルを割るものの、大方はTMFによる保証残高は、8億ドル以上の残高を記録している。また、対L/C発行残高比率も50%前後を示している。

ところが、1999年11月以降の推移を見るかぎり、TMFによるL/C保証残高

の水準は7億ドル台前半の水準に徐々に低下し、同比率も30%台後半から40%台前半に下がっている。これは、TMFのスキームが実施に移されたのが98年7月ごろであり、99年10月ごろから保証期限を過ぎた外国銀行が増えたためとみられる。さらに、TMF 2スキームが導入されると一時的にその保証額と対L/C発行残高比率は、それぞれ4億ドル台と20%台までに下がる。しかし、2000年8月から12月にかけての期間では、L/C保証残高が6億ドルから7億ドル台後半までの水準に、対L/C発行残高比率が3割前後にまで回復する。ただし、これら2指標の水準は、99年前半のTMF 1の下で達成された成果と比べると低い。また、2000年9月以降、対L/C発行残高比率のみが低下しているが、このことはTMFのスキームを利用しなくとも、L/Cが発行される状況が加速していることを示唆している。

2001年1月から、急速にTMFによるL/C保証残高が減少するのは、保証期限は2000年の12月31日までであるためである。したがって、それ以降の残高は保証期限が過ぎ、支払い償還期限がまだ来ていないL/Cの残高のみとなっている。

2000年12月31日以降TMFのスキームで発行されたL/Cはなく、2001年2月20日にTMF 2の延長はないことが表明されている。このようにTMF 2が短時間で打ち切られることになった理由として、中銀の担当者は二つの理由を挙げていた。第1は、問題が起きてから約3年近い年月が経つなかで、L/Cを使わない形での決済が一般に行なわれるようになり、TMFのニーズが減少した点である。また、第2に、TMFのスキームにのった手続きを行なった場合、確認に要する手数料が安くならなければならない。ところが、TMFを利用した場合と利用しなかった場合とで、確認手数料を中銀が調べたところ、双方に違いがなかったことが判明したとのことであった。この点に関しては、中銀を通じたインドネシア政府の保証といえども、外国銀行はインドネシアのカントリー・リスクを重くみていたのではないかと、中銀では話していた。

## おわりに

## 1. 各スキームの成果の比較

表2は、これまで述べてきた各スキームの利用残高などを比較したものである。まず、中銀やインドネシア輸出銀行が予め確認銀行となる外国銀行に預金を置くスキームと、国内商業銀行が貸倒れとなった場合にL/Cを保証する貿易残高維持管理制度（TMF）とでは、後者のほうが相対的に高い実績を残している。この理由として、第1にこれまでもみてきたように、TMFでは与信枠（credit line）方式を当初から採用していたのに対し、中銀や旧輸銀のスキームでは、輸出L/Cのコピー（hard evidence）の提出を求める仕組み（documentary base）であったため、実際の手続きが進みにくかったことが一因としてあげられる。また、第2に中銀や旧輸銀、インドネシア輸出銀行のスキームが輸出志向の事業者の原材料・部品の輸入を支援することに限定していたのに対し、TMFは輸入全般に関して認められていたことがあげられる。

表2 TMF 1 と TMF 2 の成果の比較

(単位：100万ドル)

	成果発表時	認められた与信枠	スキーム利用金額
中銀のスキーム	1999年 3月31日		856
旧輸銀のスキーム	1999年 5月		51
インドネシア輸出銀行	1999年12月31日		221
インドネシア輸出銀行	2000年12月31日		674
TMF 1	1999年 3月	2,280	1,370
TMF 2	2000年 9月	1,800	1,000

(出所) インドネシア銀行 (1999), インドネシア輸出銀行ホーム・ページならびに両2行のヒアリング結果に基づく。

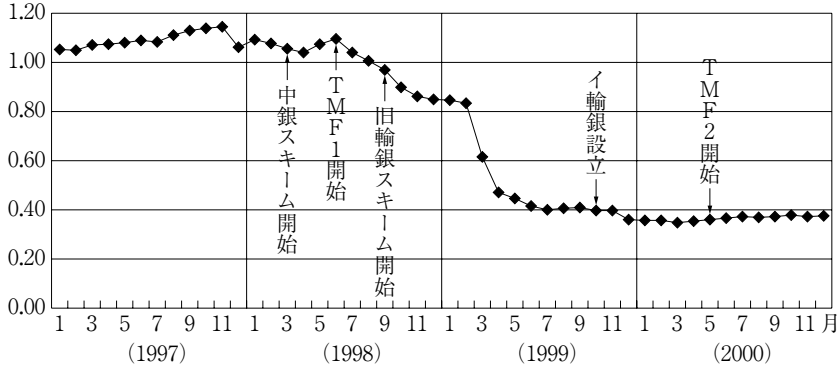
## 2. 時期的な変動要因と銀行の貸渋り (Credit Crunch)

表2より、旧輸銀のスキームに関しては、インドネシア輸出銀行によって実施されるようになって年を経るごとに成果が改善されているのに対し、TMFに関してはTMF1のほうがTMF2よりも、より良い成果をあげている。また、中銀のスキームと旧輸銀の当初のスキームとでは、制度面で大きな相違はなかったにもかかわらず、双方の間では成果に大きな差が出ている。特に中銀のスキームとTMF1とがそれぞれ1998年3月と6月とそれぞれ比較的早い時期にスタートしていたのと比べると、旧輸銀のスキームは、円とドルの為替レートの関係で、インドネシア側が日本政府からの支払い (disbursement) を先延ばしにしていたため、98年9月であった。また、インドネシア輸出銀行が営業を開始したのが99年10月、TMF2がスタートしたのが2000年5月であった。

まず、TMF1とTMF2とを比べると、TMF2が利用できない期間 (missing time) の後に実施されたこと、またTMF1の保証期間が1年であったのに対し、TMF2の保証期間は6カ月間と短かったことは、TMF2を利用しようというインセンティブを減少させる結果になったものと思われる。また、旧輸銀ならびにインドネシア輸出銀行のスキームが、年とともにより良い成果を出しているのは、これまで述べてきたようなスキームの改善がより良い成果をもたらしているためといえる。

一方国内銀行の貸渋り (credit crunch) の影響はどうであろうか。図7は、インドネシアにおける商業銀行の与貸率の推移を示したものである。図より、1997年11月まで右肩上がりで伸びていた与貸率が、97年12月で下がり、その後変動を繰り返した後、98年7月から長い下降局面に入っており、国内銀行の貸渋りが起こりはじめていることが示唆される。また、99年2月から4月にかけて大きな段差があるのは、99年3月13日の38銀行凍結によるもので、与貸率の低下が商業銀行の貸渋りだけの要因で説明できない点は留意する必

図7 インドネシア商業銀行の与貸率の推移



(出所) Bank Indonesia, *Indonesian Financial Statistics*, 各月号をもとに筆者作成。

要がある。その後、与貸率は2000年3月まではほぼ一貫して下がりつづけ、一度底はついたものの少なくとも2000年末までの時点で解決しているわけではない。

旧輸銀のスキームと中銀のスキームとで、スキームの利用金額が、前者が5100万ドルにすぎなかったのに対し、後者が8億5600万ドルであったのは、スキームの開始時期が関係しているようである。即ち、中銀のスキームの開始時が1998年3月と商業銀行の預貸率が100%以上あった時期であったのに対し、旧輸銀のスキームがスタートしたのが、預貸率がすでに下がりはじめた98年9月である。他方、TMFに関しては、預貸率が大きく低下する99年3-4月の段階で、発行残高がほぼ8億ドル以上を記録しており(図6)、貸渋りの影響を受けているとは必ずしも言えない。また、与貸率が低迷し、明確な回復傾向が認められないなか、インドネシア輸出銀行が2000年末にも6億7400万ドルにまで業績を改善したのは、スキームの改善による効果が大きかったものと考えられよう。

次に、貸渋りの要因を考えてみることにしたい。第1に、経済危機下において、国内銀行部門は、不良債権の増大で本来収益となるべき元本や利子の返済が滞り、他方で預金者など資金調達元に対し元本や利子を支払わなけれ

表3 中銀により定められた引当金ルール

(%)

	債権の分類	延滞状況による分類	引当金
カテゴリー1	正常債権	延滞なし	
カテゴリー2	Special Mention	90日までの延滞	5
カテゴリー3	Sub Standard	91日以上180日以下	15
カテゴリー4	Doubtful	181日以上270日	50
カテゴリー5	Loss	271日以上	100

(注) 引当金は生産的な資産の質によって分類される。生産的な資産の質の分類は、企業の見通し、キャッシュ・フロー等の財務状況、延滞状況等から総合的に分類される（生産的な資産の質に関する1998年11月12日付中銀理事会決定書No.31/147/KEP/DIR）。ただし、延滞状況による分類が明示的であるため、ここでは例として示した。

(出所) Bank Indonesia [1999: 136], もしくは Iman Syahputra [他1999: 97]。

ばならない状況にあった。また、通貨危機によるルピア防衛を目的とした高金利政策下で、預金者の貯蓄性向は高まる一方で、預金金利の高止まり状況が続いた。しかし、経済危機下で、銀行部門は増加した預金を貸し出そうにも、貸出需要はほとんどないため、貸出金利はより低く抑えられ、国内商業銀行は逆鞘（negative spread）に苦しむこととなった<sup>(40)</sup>。この結果、CAR 4%を維持した外為銀行はほとんどなく<sup>(41)</sup>、こうした国内銀行が単独でL/C発行のリスクを負うことは事実上不可能であった。

第2に、経済危機で貸出先の企業の債務が膨らむなか、銀行の健全経営を目的としたいわゆる Prudential Rule の規制として、表3に示すように貸出先企業のリスクに応じた引当金義務が厳しく規定されたことがあげられる<sup>(42)</sup>。表中のカテゴリーは各企業の債務の返済状況によって決められ、カテゴリーが上昇するほど、その企業に対する貸出リスクは高くなることを意味する。例えば、カテゴリー3の企業に貸し出す場合、100を貸し出すとしても、15%を引当金として積み増さなければならないため、実際には85%しか貸し出すことができない。これが、カテゴリー4の企業に対しては、さらに厳しくなり、カテゴリー5の企業に対してはいっさいの与信ができなくなった。



第3に、同じく Prudential Rule の規制として2001年12月末までに、CAR 8%を達成することが各行に義務づけられているため、CARを引き下げないようにするには、L/C発行を含む貸出しに消極的にならざるを得なかった。

インドネシア輸出銀行が提供している協調融資 (co-finance) のスキームは、国内商業銀行の貸出しリスクを軽減することで、こうした貸渋り (credit crunch) 問題の解決に寄与することが期待されるが、これまで協調融資 (co-finance) がルピア建て運転資金融資に一部利用されただけで、まだその利用は一般化している状況にはないようである。この理由として、インドネシア輸出銀行が、通常の銀行法の下で設立されており、法的なステイタスが一般の商業銀行と同じであるため、リスクと取ることに限界があることが挙げられる。そのため、現在インドネシア輸出銀行にソプリンのステイタスを与え、本格的な輸出信用機関 (Export Credit Agency : ECA) に発展させることを目的とした特別法の制定が検討されている。

### 3. 為替変動リスクの問題

アジア通貨危機が発生し、1997年8月15日にクローリング・ペッグ制から変動相場制に移行してから、通貨ルピアの変動は1ドル2400ルピアから1ドル1万6900ルピアの範囲で大きく変動した。ワヒド政権発足当初は1ドル6000ルピア台後半まで上昇したルピアも、政権末期に近い2001年4月には1ドル1万2000ルピアを超え、メガワティ政権になって再び1ドル8000ルピア台を記録したものの、2001年11月現在1ドル1万ルピア台で推移している。

為替の不安定は、先述のように輸入時ならびに借入れ時にルピア高で、輸出資金回収時ならびに資金返済時にルピア安となる場合、本来ならば輸出入による差益とドル建て資金借入れにともなう差損とが相殺されるところであるが、同時にインドネシアの政情不安から、インドネシア製品が通常の価格より安く売られることを考えると、ドル建て資金を借りて、原材料や部品を輸入し、製品を輸出する企業には、為替差損を与えることが多い。他方、こ

れとは逆に輸入時にルピア安で、輸出資金回収時ならびに資金返済時にルピア高となる場合、こうした企業にとっての為替差損益は相殺されるが、他方でルピア建ての運転資金を借りて、国内の天然資源等を購入し、輸出している業者にとっては、ルピア高によりドル建て資金のルピア建て価値は目減りすることとなる。こうした点を考えると、為替がより安定していることが、より望ましいことは明らかである。しかしながら、貿易残高維持管理制度(TMF)にもインドネシア輸出銀行のスキームにも、為替変動リスクに対処するための対策は含まれてはおらず、その点でスキームの利用は、為替の変動に左右されているのが現状である。

こうした為替変動に対処する方法として、銀行間で行なわれている先物スワップ取引があるが、現状では3カ月を越える先物スワップは将来の為替変動の不確実性故に、事実上取引として成立しにくい。また、先物には、国内金利から海外金利を差し引いた利率以上の先物プレミアムを現状では支払わなければならない、その場合はルピアで運転資金を借り入れドルに転換させて支払ったほうが、よりコストは低いと思われる。このため、原材料・部品の輸入に先物スワップをしている業者は、必ずしも多くはないと思われる。

インドネシア輸出銀行が為替変動リスクをカバーする新商品を開発すべきか、また中銀や大統領がルピア相場の安定に日頃から注意して行動すべきか、さらに固定相場制を導入すべきか、あえて議論をすることは、この場では差し控えることとするが、インドネシアの輸出振興を考える場合、なんらかの形で為替変動リスクを減少させることは必要であろう。

#### 4. 情報の経済学の観点からみたスキームの比較

本章冒頭でも述べたように、外国銀行の立場から、インドネシアの銀行が発行したL/Cを受け取る、ないしは確認することのリスクは、1997年から98年の時点で十分認識されていたといえる。しかし、どの輸入者が依頼したL/Cが危険か、またはどの銀行が発行したL/Cが危険かに関しては、依然と

して外国銀行と国内商業銀行との間に、また国内商業銀行と輸入者との間に情報の非対称性が存在していたものと考えられる。実際のところ、TMF 1実施に際して、中銀が決済した国内商業銀行による外国銀行に対する貿易金融の未払い分は、98年6月30日までの時点で10億1000万ドルもあり、この点からも外国銀行も十分に国内商業銀行のリスクを見極めることができたわけではないようである。

しかし、TMF 1が実施された直後の1998年7月1日から99年3月末までの間に、中銀が支払った国内銀行による未払い分の決済額は1億9000万ドルと、TMF実施前の2割未満にすぎず、未払い分の決済額の削減という観点からも、TMF 1は大きな成果を取めている。これは、国内商業銀行が自行の与信能力を越えたL/Cを発行し、貸倒れとなった場合に、外為銀行としての資格を失い得るという厳しい制裁措置をTMFが備えていたため、容易にはリスクの高い行動をとれない仕組みが作動した結果といえる。すなわち、同制裁措置により、リスクの高い与信を行なう国内商業銀行は、TMFのスキームの対象から排除される結果となった。仮に同制裁措置が備えられていなかったとすれば、与信能力のない国内銀行がリスクの高い輸入者のL/Cを発行しつづけ、中銀が決済しなければならない未払い分の総額はさらに膨らんでいた可能性が高い。その意味では、与信能力のない国内商業銀行とリスクの高い輸入者が参加する「逆選択に似た状況」が生じる可能性が高かったといえよう<sup>(43)</sup>。

このように、貸倒れの可能性があるハイリスクなL/Cが排除されるとともに、健全でローリスクなL/CがTMFの制度によって選択された意義はきわめて大きい。すなわち、TMFが手続きとしては簡素な与信枠（credit line）方式に基づいて運用され、かつ厳しい制裁措置を法令で規定することで、「逆選択に似た状況」が生じることを防いでいる点、またモニタリング・コストが節約されている点は評価に値する。しかしながら、制度的に考えると、銀行部門が貸渋り（credit crunch）傾向にあるなかで、厳しい制裁措置を銀行部門に示すことは、貸渋り傾向をさらに悪化させる傾向になりかねない。し

かし、TMF 1 を通じて開設されたL/C残高は1999年3月までで13億7000万ドルと98年6月から99年3月までの輸入総額である197億6000万ドルの7.0%に相当することを考えると、その約半分がプルトミナの原油輸入に用いられていたとはいえ、まずまずの成果を収めており、その点から考えると貸渋り (credit crunch) といった問題で、スキームが機能不全に陥ることはなかったようである。また、政府のカントリー・リスクを除けば、外国銀行にとって、貸倒れリスクが回避される上に、確認料金 (confirming charge) が得られるという点で、外国銀行にとってのモラル・ハザードとなり得る点も否めない。

他方、インドネシア輸出銀行のスキームでは、大口で輸出実績のある輸出者には1年間の借入れ可能額に相当する与信枠 (credit line) を認めているものの、原則的には輸入L/Cと輸出L/Cなどの証拠 (hard evidence) 提出を求めていることから手続き面からするとより硬直的で、モニタリングにかかるコストは、TMFに比べると大きいものと思われる。しかしながら、こうしたモニタリングの結果、これまで貸倒れがまったく生じていない点は評価すべき点であろう。貸渋り (credit crunch) 問題解決のための協調融資 (co-finance) や再融資 (re-finance) のスキームが、制度的に準備されている点も評価できる点である。また、先述のとおりTMFがモニタリングではなく、L/C返済に失敗した国内商業銀行を罰する仕組みによって維持されている分、制度的に貸渋り (credit crunch) 問題解決にどの程度対処することができるか、若干の疑問は残る。この点で、インドネシア輸出銀行のスキームでは、今後は協調融資 (co-finance) や再融資 (re-finance) のスキームの利用者が増えることが期待されるところである。

## 5. 今後の展望

第1節で見てきたように、外国銀行がリスクを被るのは、輸入者であるインドネシア企業が輸入代金を支払えず、さらにL/Cを発行した銀行が補償で

きずに貸倒れになった場合、ないしは中銀の外貨準備が底をつく、または政情不安などを理由に外貨交換が停止になるなどの事態が生じ、輸入代金の受取りが不可能になった場合である。その意味では、輸入者である企業部門の資金繰りの悪化と、銀行部門の経営不振という状況が重なった場合、あるいは中銀の外貨準備が底をつく、または外貨交換が停止されることが懸念される場合に、外国銀行がL/Cを拒否するという事態は、初めて生じるといえる。

しかし、冒頭でも見てきたように、1997年から98年にかけてのインドネシアは、企業部門の対外民間債務問題、相次ぐ銀行部門の取付け騒ぎ、さらにはIMFによる融資が一時的に滞る一方で、政情不安が顕在化するなど、外国銀行がL/Cを拒否する上での十分条件をすべて兼ね備えた状況にあったといえる。だが、通貨下落により、企業部門の対外民間債務の支払いが困難になり、併せて国内銀行への不良債権が金融部門を疲弊させる21世紀型の複合危機においては<sup>(44)</sup>、こうした事態の再来は十分にあり得る。また、80年代前半のフィリピンにおいても、企業部門の民間債務、銀行の経営悪化、L/Cが開設できないといった状況は起こっていたし、また似た状況は80年代半ばのブラジルでも起きていたといわれる<sup>(45)</sup>。

その意味では、下落した通貨を有効に活かし得る輸出を増大させ、外貨準備を増やすことで危機の突破口を開くために、L/C開設を支援し、輸出に必要な原材料や部品の輸入に道を開く援助政策は、経済危機下の政策モデルとして今後も必要となる可能性が高い。旧輸銀ないしはインドネシア輸出銀行のスキームも、貿易残高維持管理制度（TMF）も、今日までさまざまな問題を抱えてきたが、これまでそうした問題を解決してきたのも事実である。問題解決の過程の背景には、担当者の少なからぬ苦勞があったものと思われるし、またどのようにして問題を克服してきたかを示すことは、これから同じような政策を導入しようとしている政府にとっても、また援助をする側にとっても資する点は大きいものと思われる。この意味からも、結果として残されたインドネシア輸出銀行のスキームが改善を重ねることで、さらに大きな

成果をあげていくことが望まれる。

注 信用状 (L/C) を発行することを、開設するということもあり、L/Cに関して、発行と開設は同義とみてよいと思われる。なお、輸入信用状ないしは輸入L/Cという場合、輸入者からみたL/Cを意味する一方、輸出L/Cという場合は、輸出者からみたL/C、即ち輸入者の取引銀行が発行し、買取銀行を通じて送付されたL/Cを意味する。

インドネシアの国内商業銀行が発行したL/Cが拒否されるという1997年末から98年にかけての事態において、発行したL/Cが外国銀行に受け入れられたインドネシアの国内商業銀行は、Bank PaninとBank Baliの2行であったとされる。(2000年9月7日におけるBank Paninでのヒアリング)

カレンシー・ボード制は、自国通貨が、ドル等基軸通貨の裏づけに基づいて発行される一種の固定レート制である。

輸入総額に対して何パーセントの預金を積むかどうかは、リスク・ウエイト (risk weight) と呼ばれている。国際決済銀行 (Bank for International Settlements : BIS) の規定では、リスク・ウエイトを最低20%にするとの規定があるが、その程度は輸入の内容によってさまざまであるといわれる。既存の顧客よりも、新規の顧客に対しては、より高いリスク・ウエイトが課せられるし、原材料を輸入するための運転資金と投資資金とを比べると、前者のリスク・ウエイトのほうが低くなる。さらに、輸出企業による原材料輸入の場合は、そのリスク・ウエイトはさらに低い。(2000年8月25日における現地銀行関係者からのヒアリング)

ユーザンス付き信用状 (usance L/C) は、引受信用状ないしはAcceptance Creditとも呼ばれる。

現在の国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation : JBIC)。1999年10月1日で、旧日本輸出入銀行 (JEXIM) と旧海外経済協力基金 (Overseas Economic Cooperation Fund : OECF) が統合し、国際協力銀行となった。

「貸倒れ」とは、輸入者が発行してもらったL/Cに対する支払いができず、L/C発行という間接的な貸出しを行なった発行銀行が、さらに支払いを補償することができない状況を意味する。

このほか、L/Cを発行しなくても、輸出者が手形を銀行に引き渡し、銀行に代金の取立てを依頼する方法がある。輸入者が代金を支払わないと、輸出者からの船荷証券 (B/L) 等の商業書類を受けられず、輸入できない仕組みを、支払渡 (documents against payment : D/P) と称する。また、他方輸出者が一

定のユーザンスをつけた期限付き為替手形を振り出し、輸入者が手形を引き受けた場合に、輸入者が引受手形と引き換えに商業書類を引き渡す仕組みを、引受渡 (documents against acceptance : D/A) と称する。しかし、これらの場合も、輸入者が支払いを拒否した場合、D/Aの引受を拒否した場合、介在した銀行がその責任を負うわけではないので、船積みしたにもかかわらず代金が返済されないリスクが存在する。

発行と同時に、輸出者に発行したことを、発行銀行は通知する。L/C発行の通知方法は、通常輸出者の通知銀行 (advising bank) に発行されたL/Cを送付し、輸出者の取引銀行を通じて輸出者に通知される。なお、通知銀行が、後に述べる輸出者からのL/Cを買い取る買取銀行 (negotiating bank) を兼ね、さらに発行銀行からL/Cを保証する確認銀行 (confirming bank) を兼ねる場合が多い。(東京銀行システム部 [1996 : 45-46, 53])

注 を参照

外国為替の取引を認可された民間銀行と地域開発銀行による対外借入れのためのインドネシア銀行の保証ないしは銀行保証に関する1998年1月23日付大統領決定1998年第24号。

その後、Tunky Ariwibowo商工相が、輸出向け原材料の購入のため、中銀が80億ドルを拠出したとの情報を関連業界に流したが、空砲であったようである。

Bank Negara Indonesia 46 (Bank BNI), Bank Bumi Daya (BBD), Bank Rakyat Indonesia (BRI), Bank Dagang Negara (BDN), Bank Pembangunan Indonesia (Bapindo), Bank Ekspor dan Impor Indonesia (Bank Exim) の6行。

輸入する際の信用状 (L/C) 口座の開設は国内商業銀行で行なうものの、輸出相手が送付したL/Cを受け入れる輸出L/Cの口座は、シンガポールの銀行に開設する業者が少なからずいた。

1998年5月28日付『日本経済新聞』および *Kompas* May 30, 1998。

Bank Indonesia [1999 : 39]

Bank Indonesia [1998 : 48-49]

ここでの記述の多くは、平成10年6月18日付日本輸出入銀行プレス・リリース資料、PT Bank Ekspor Indonesia ホーム・ページの2000年10月発行の記事“J-Exim TSL 7 Program untuk mendorong Ekspor,” ならびに国際協力銀行担当者、さらにはPT Bank Ekspor Indonesiaとのインタビューの結果に基づく。

日系合併企業の場合、親会社による資金面の支援が可能である場合が多く、現地企業に比べると、問題はさほど深刻ではなかったようである。しかし、原材料・部品を日系企業に供給する企業、または日系商社を通じて内外に販売する企業にまでは、親会社の支援が及ばなかったケースが存在したようである。

1998年8月28日付大蔵大臣書簡 S-469/MK.03/1998号。

PT Bank Ekspor Indonesia のホーム・ページの記事に基づく数字であるが、国際協力銀行によると、最終的に1億5000万ドルが用いられたとされる。

Bank Indonesia [1999:54-55]

1999年8月18日付中銀総裁決定No.1/12/KEP.GBI/1999。

PT Bank Ekspor Indonesia (2001年8月20日)とのヒアリングによる。なお、1999年8月11日付*Kompas*紙によると、9月1日に営業が開始されることが記されているほか、Bank Indonesia (2000)でも99年9月に営業が開始されたと記されている。

2000年3月20日、4月1日、4月15日か16日、5月17日の4回(JBICヒアリング)。他方、インドネシア輸出銀行ホーム・ページの2000年10月発行の記事“J- Exim TSL 7 Program untuk mendorong Ekspor”によると、1回目が2月28日、2回目が3月20日とされている。また、10億ドルの資金を、それまでの中銀と同様に実施・運用する権限は、2000年3月16日付大蔵大臣書簡S~55.a/MK.03/2000号によって与えられた。

また、商業銀行の大口貸出規制に関する1998年12月31日付中銀理事会決定書No.31/177/KEP/DIRの第13条によると、関連企業および関連グループへの融資が、1企業で資本金の10%までとされたのがグループ全体で10%とより厳しい規定となった。さらに、2001年1月からは、信用状に関しても同じ規定が適用されるようになった。

市中銀行(国営銀行も含む)とここで述べるのは、公的な金融機関と区別する意味で用いている。なお、インドネシア輸出銀行は、現時点で公的な金融機関ではあるが商業銀行としての地位にあるため、自己資本比率(CAR)や大口貸出規制(LL)等のプルーデンシャル規定に従わなければならない。

この他、2001年1月には、輸出企業に国内商業銀行がルピア建て運転資金を貸し出す場合にかぎり、輸出企業の返済不能リスクをインドネシア輸出銀行が、国内商業銀行に対して保証する輸出運転資金信用保証スキームが導入されている。

ドル建て融資は、輸入L/Cの保証スキームと、輸出手形割引制度を含む運転資金(working capital)のスキームの2本建てとなる。

ルピア建てスキームの対象は、輸出手形割引制度を含む運転資金(working capital)スキームのみで、当然のことながら輸入L/Cの保証スキームは対象外である。

ワヒド政権下における通貨ルピアの為替レートの動向については、石田[2001b:33]を参照されたい。

Bank Indonesia [1999:40]。また、同会議ではこの他に対外民間債務の返済期限とインドネシア債務再建庁(INDRA)の設立等が合意された。

ここで言う与信枠(credit line)は、インドネシア輸出銀行の運転資金



(working capital) のスキームで用いられている与信枠 (credit line) ではなく、通常銀行間で用いられている与信枠 (credit line) の概念である。

1998年6月25日という日付は、2000年5月16日付国際貿易金融保証に関する中銀規定No.2/13/PBI/2000に記載されている。

ここで言う外国銀行には、インドネシア国内に支店をもつ外国銀行と外資持ち株比率が過半数の合弁銀行までもが含まれる。

1998年6月19日付中銀理事会決定No.31/53A/KEP/DIRに基づく。なお、実際中銀が決済した98年6月30日までの国内銀行の貿易金融未払い分は10億1000万ドルであった。(Bank Indonesia [1999:40])

基本的な規定は、1998年9月7日付国際貿易決済保証に関する中銀理事会決定書No.31/89/KEP/DIRに定められている。

以上の成果は Bank Indonesia [1999] による。なお、1998年7月1日から12月31日までに中銀が解決した国内銀行による未払い分の決済額は1億7000万ドル、99年1月から3月までに決済した分は2000万ドルとなっている。

TMFによる保証残高の統計に関しては、外国銀行からL/Cを確認したとの情報に基づく残高データと、国内銀行から発行したとされるL/Cの残高データとを照合させても一致せず、データの精度はさほど高いものではないとされる。

結果的には中銀証書 (SBI) を購入し、銀行部門はSBIの金利で食いつないだとされる。

実物部門促進の運用規程に関する1998年9月19日付インドネシア共和国大蔵大臣および中銀総裁共同決定 (Nomor KEP-730/KMK.17/1998および Nomor31/98/KEP/DIR) において、実施銀行として21銀行が選ばれたが、99年3月の時点で、CAR4%を維持したのは PT Bank BPD DKI, PT Bank Pan Indoneisa, Tbk., PT Bank Buana, PT Bank NISP, Tbk., PT Unibank, Tbk., PT Bank Artha Graha の6行にすぎなかった。

生産的資産の形成・分離・帳消しに関する1998年11月12日中銀理事会決定書 No.31/148/KEP/DIRの第2条で決定。

良いプレイヤーが排除されたわけではないので、厳密には「逆選択」の問題とは異なる。

平塚 (1998) による。

東京三菱銀行ヒアリングに基づく (2000年6月28日)。

#### 〈参考文献〉

石田貞夫 1992. 『貿易用語辞典』白桃書房。

石田正美 1998. 「通貨危機がもたらした経済的困窮と今後の見通し」尾村敬二編

- 『スハルト体制の終焉とインドネシアの新時代』アジア経済研究所。  
—— 2001. 「貿易残高維持管理制度 (TMF) と日本の技術協力」黒岩郁雄編  
『アジア通貨危機と援助政策の再検討』アジア経済研究所。  
—— 2001. 「揺れるインドネシア——政治危機から経済危機へ——」(日本貿易会『日本貿易会月報』(580)(7・8月)).  
川村晃一 2000. 「1998年のインドネシア」アジア経済研究所『アジア動向年報1999』。  
佐藤百合編 2001. 『インドネシア資料データ集——スハルト政権崩壊からメガワティ政権誕生まで——』アジア経済研究所。  
東京銀行システム部東銀リサーチインターナショナル編 1996. 『貿易と信用状』実業之日本社。  
平塚大祐 1998. 「21世紀型のアジア通貨危機——アジア経済の再興と日本の役割——」アジア経済研究所『アジア研ワールド・トレンド』第35号(6月)。  
増淵悌次 2000. 「一時帰国に際しての報告の件」(ミメオグラフ)。

Bank Indonesia 1998. *Report for the Financial Year 1997/98*.

—— 1999. *Report for the Financial Year 1998/99*.

Madura, Jeff 2000. *International Financial Management*. Boston: South Western College Publishing.

Syafputra, Iman, Arif Djohan and Amin Widjaja 1999. *Peraturan Perundang-Undang Perbankan di Indonesia 1997-1998*. Buku III Harvarindo.

—— 1999. *Peraturan Perundang-Undang Perbankan di Indonesia 1997-1998*. Buku IV Harvarindo.

“International Trade Finance Guarantees,” *Business News*, No. 6477/6478/Year-XLIV, June 14, 2000.

Umeda, Shinobu 2001. *Profile of Bank Ekspor Indonesia and Outline of USD Based Financing Facility (Mimeograph)*. Jakarta: PT. Bank Ekspor Indonesia (PERSERO).

(付記) 本稿を作成するにあたり、インドネシア銀行でTMFの技術協力を携わられた増淵悌次JICA元専門家、インドネシア輸出銀行でアドバイザーをされていた梅田忍JICA元専門家をはじめ、さまざまな方々から貴重なお話をお伺いすることができた。この場を借りて、お世話になった方々に心からお礼を申し上げたい。なお、本稿の記述に誤りもしくは不十分な点があるとすればそれはすべて筆者の責任である。